

## 巻頭言

私ごとですが、大学院を出て一般企業に就職して5年間、つぎに地方公務員として公開天文台で8年間、そして私立大学に転職して17年間と、徐々に1箇所での勤めが長くなりつつあります。現職着任から5年目には務め先のキャンパス内に神山天文台が設置され天文台長になり、はや12年。6年前には理学部長も兼任するようになり、管理職をダブルでやる羽目になって髪も白くなり、体もガタガタになってきました。しかも、昨年あたりから神山天文台を博物館相当施設に認可してもらえるようにするため、博物館法の勉強もはじめています。新しい仕事が始まると人生に退屈はしなくて良いのですが、自分が現役研究者としてやっていける間にやり遂げたいテーマもあり、時間との闘いです。

さて、そもそも博物館とは、「博物館資料」を収集・保存し、それを調査および研究をし、その結果を展示するという一連の活動を行う施設と博物館法で定義されています。ここで問題なのが「博物館資料」とは何か?ということです。考古・文化財、美術品などは当然として、自然史博物館が展示する植物標本、岩石標本、化石標本や歴史的価値のある望遠鏡・観測機器、写真乾板など、「実体のある物」は良いのですが、電子的に保存された天文観測データの扱いがどうなるのだろうか?ということが、現行の博物館法では明確ではありませんでした。こうした点が、来年度の博物館法改正の焦点となっています。とはいえ、やはり博物館としては「現物」がなければ、わざわざ見にくる価値があると思ってもらえないでしょうし、「現物」主義も大事なところですが、私は彗星を中心に太陽系の起源にかかわる観測研究を進めてきましたので、関連して始原的な隕石のコレクションができればなあ、と思っています。隕石研究者のみなさま、ぜひともいろいろとお助けいただきたいと思いますので、何かとご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。隕石の寄託も、お待ちしております(笑)。

河北 秀世(京都産業大学 神山天文台)